

スポーツ振興くじ助成対象経費により取得した財産管理台帳

番号	名称	規格・機種	取得/施工				年月日	保管場所	処分制限期間 (50万円以上は承認申請)		処分の状況			備考
			取得金額 (税込み)	うち、助成 対象経費の額	うち、助成金額				耐用 年数	処分制限 年月日	価格	処分の内容	年月日	
					相当額	相当率								
81	防球ネット 3台	3m×4m キャスター付	179,820円	179,820円	179,820円	100%	平成30年11月14日	いずみSV	10	H40年11月13日				有限会社ナカムラスポーツ
82	ジュニア分割式ゴール1対	ショウホク-7aj22	261,660円	261,660円	261,660円	100%	令和1年5月27日	いずみSV	5	令和6年5月26日				榊岸和田スポーツ
83	収納バッグ2個	ショウウスポーツ	18,200円	18,200円	18,200円	100%	令和1年5月27日	いずみSV	1	令和1年5月26日				榊岸和田スポーツ
84	ネットタイ60個	ショウウスポーツ	5,460円	5,460円	5,460円	100%	令和1年5月27日	いずみSV	1	令和1年5月26日				榊岸和田スポーツ
85	ピブス40枚 (S10枚、M30枚)	ショウウスポーツ	77,760円	77,760円	77,760円	100%	令和1年7月9日	いずみSV	1	令和2年7月8日				榊岸和田スポーツ
86	アルミベンチ8脚	トイライトNSC150	251,200円	251,200円	251,200円	100%	令和1年11月12日	いずみSV	3	令和4年11月11日				榊岸和田スポーツ
87	ボールかご2個	トイライト	102,000円	102,000円	102,000円	100%	令和1年11月12日	いずみSV	3	令和4年11月11日				榊岸和田スポーツ
88	コーナーフラッグ 4本	トイライト	32,200円	32,200円	32,200円	100%	令和1年11月12日	いずみSV	3	令和4年11月11日				榊岸和田スポーツ
89	レフリースト4枚	モルテンGB0013	6,640円	6,640円	6,640円	100%	令和1年11月12日	いずみSV	1	令和2年11月11日				榊岸和田スポーツ
90	ボール10球	ミカサMCJSL-0W	46,000円	46,000円	46,000円	100%	令和1年11月12日	いずみSV	1	令和2年11月11日				榊岸和田スポーツ
91	ボールバッグ10個	モルテンFBL	7,920円	7,920円	7,920円	100%	令和1年11月12日	いずみSV	1	令和2年11月11日				榊岸和田スポーツ
92	アルファゴール4FT	アルファゴール4FT	506,880円	506,880円	506,880円	100%	令和2年7月27日	いずみSV	5	令和7年7月27日				株式会社モーニングホープ
93	ゴールキーパーグローブ	SONDICO/832033	9,000円	9,000円	9,000円	100%	令和2年8月3日	いずみSV	1	令和3年8月3日				榊岸和田スポーツ
94	マーカーストアウトドア青・赤・黄・白各色10枚入りISERT	モルテン WM0010-B.R.W.Y	16,800円	16,800円	16,800円	100%	令和2年8月3日	いずみSV	3	令和5年8月3日				榊岸和田スポーツ
95	マーカーストWM0010用ベース収納具	モルテン MSPAH	1,600円	1,600円	1,600円	100%	令和2年8月3日	いずみSV	3	令和5年8月3日				榊岸和田スポーツ
96	タンカ2	タンカ EKJ015	36,000円	36,000円	36,000円	100%	令和2年8月3日	いずみSV	5	令和7年8月3日				榊岸和田スポーツ
97	ボール専用圧力計	モルテン PGA10	2,200円	2,200円	2,200円	100%	令和2年8月3日	いずみSV	3	令和5年8月3日				榊岸和田スポーツ
98	カラーコーン	エコポスト S170カラー緑・赤・青・黄・白	68,000円	68,000円	68,000円	100%	令和2年8月3日	いずみSV	3	令和5年8月3日				榊岸和田スポーツ
99														
100														

1,629,340円

- 注 1 助成事業により不動産又は耐用年数が1年以上若しくは管理が必要となる物品等の財産を取得した場合、この台帳に個別に記入するものとする。(同じ製品を同時に複数取得した場合も1品又は1組ずつ記入。)
- 2 処分制限期間には、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(平成14年文部科学省告示第53号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。
- 3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
- 4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。
- 5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方等を記入すること。
- 6 1件の取得価格が50万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間内の処分等については承認申請が必要であることに留意すること。